

法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会（第3回）

（開催要領）

1. 日 時：平成29年10月25日（水）13:29～15:22
2. 場 所：中央合同庁舎8号館8階特別中会議室
3. 出席者：

大久保 幸世	ビズシード株式会社	代表取締役社長
大杉 謙一	中央大学法科大学院	教授
関 聡司	新経済連盟	事務局長
朽原 克彦	日本商工会議所	理事
原 英史	株式会社政策工房	代表取締役
山田 佑	日本経済団体連合会	産業政策本部主幹
宮内 宏	宮内・水町IT法律事務所	パートナー
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所	主席研究員

（議事次第）

1. 開 会
2. 登記後の手続き（登記事項証明書の添付省略）
3. 手続き関連システム①（法人設立手続きのワンストップ化）
4. 手続き関連システム②（オンライン申請の使い勝手改善）
5. 閉 会

（配布資料）

- 資料1：事務局提出資料（検討の前提）
- 資料2：事務局提出資料（登記事項証明書の添付省略）
- 資料3：事務局提出資料（法人設立手続きのワンストップ化）
- 資料4：事務局提出資料（オンライン申請の使い勝手改善）

○川村日本経済再生総合事務局参事官 定刻よりも少し早うございますが、冒頭から御参加される方は皆様おそろいになりましたので、ただいまから「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会」第3回を開催させていただきます。

御多忙の中、本日は皆様御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、有識者として政府の手続申請システムに連携したサービス開発をされている民間企業の方から、技術の専門家の方にもお三方御出席をいただいております。

また、原委員におかれましては、本日御都合により少しおくれて来られるというふうにお伺いしております。

また、根本委員につきましても本日は御欠席で、かわりに山田様が代理で御参加をいただいております。

それでは、議事に入らせていただきます。これからの進行は、大杉座長にお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大杉座長 それでは、ここから私が司会を務めます。

本日の議題は、設立登記の後の手続と、手続に関連するシステムについてですけれども、全部で3つございます。第1に「登記事項証明書の添付の省略」、第2に「手続のワンストップ化」、第3に「オンライン申請の使い勝手の改善」という3点を取り扱います。

各議題に入ります前に、検討の前提について事務局から御説明をいただきますのでよろしくお願い致します。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 お手元の資料1をごらんください。

前回、委員会の皆様から御指摘をいただきましたので、改めて検討の前提ということをお紹介させていただければと思います。

1ページをおめくりいただきまして、「本検討会における検討事項」ということですが、「未来投資戦略2017」、6月9日に閣議決定をされたものでございますが、こちらにおいて法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにするというのが位置づけられておりまして、これに基づきまして検討を行い、結論を得るといものがこちらの検討会のそもそもの出発点でございます。

3ページ目をごらんください。同様に、政府部内で方針が定まっている事項がございます。「デジタル・ガバメント推進方針」の中で、行政内部の業務プロセスも含めて一体的に見直す業務改革（BPR）を実施づけることが必要となる

とされておりますし、その次の【方針1-1】のところですが、サービスのフロント部分だけではなくて、バックオフィスの業務や書面による提出、対面原則、押印等のデジタル化の障壁となっている制度や慣習まで踏み込んだ改革を実施するとされておまして、さらに3原則というところでデジタルファースト原則、コネクテッド・ワンストップ原則、ワンスオンリー原則というものが位置づけられております。

同様に、行政手続の分野ということで、規制改革の分野というものが4ページ目でございますけれども、こちらでもデジタルファースト原則、ワンスオンリー原則に加えまして、BPRというものの、下のところでございますが、単に紙から電子に置きかえるのではなくて、デジタル社会の到来を前提にユーザー中心のサービスデザインの思考の観点から、そもそもの手続の見直しと行政内部の業務改革をあわせて行うこととされております。

こうしたことを踏まえまして、5ページ目をごらんください。本検討会においては、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。これに向けまして、その課題というものを明らかにしていただいて、それをいかに解決するかを検討するのが本検討会の目的であると考えております。

先ほど申し上げましたような、これまでの既存の決定方針も踏まえて結論を得ることが大事ではないかというふうに考えております。

○大杉座長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの点も踏まえながら個々の議題に入っていこうと思います。

まず、1として「登記事項証明書の添付省略」について、事務局からお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 それでは、資料の2をごらんください。「登記事項証明書の添付省略に向けた見直し」というところでございます。

2ページ目でございます。「法人設立手続きにおける登記事項証明書の求め」ということで、会社を設立した後、各種手続で登記事項証明書の提出が求められているという状況になってございます。これは政府の手続のみならず民間における手続、例えば法人の銀行口座開設においても法律に基づいて証明書の提出が求められているというものもございます。

3ページ目をごらんください。登記事項証明書とは、登記簿に記録されている事項を証明した書面ではないかというふうに理解をしておまして、これが求められるということはどういう意味があるのか、どういう機能を果たしているかということでございますが、事業者から申請時にこの提出を求めることで、その申請された内容が正しいかどうかを確認しているという機能があるの

ではないかと考えてございます。

「なお」と書いてございますが、この登記事項証明書は誰でも取得可能なところがございますので、真正性という観点を満たすものではないというふうには理解してございます。

こういうことにつきましては、行政機関に登録されている情報を証明してもらって、さらにそれを行政機関が確認するということが行われているということでございます。これが本当に必要不可欠なことなのか、より効率的な他の手段で代替することが可能ではないかということが、ここの議題の論点ではないかと考えてございます。

4 ページ目をごらんください。現在進められております取り組みといたしまして、行政機関の中でオンラインで法人の登記情報を提供可能とするような仕組みというものが法務省様を中心に御検討いただいております。こうしたことを踏まえまして、登記事項証明書の添付省略を図るというふうなうたわれているものでございます。

先ほど申し上げましたように、登記事項証明書とは記載されている内容が事実と相違ないかということを確認する機能ということだとは思いますが、この情報連携がなされた場合には、単にその確認行為を超えてワンスオンリー原則の実現に寄与するものではないかというふうに考えているところでございます。

5 ページ目をごらんください。こうしたことを踏まえまして、この行政手続に関する民間側の負担を軽減するという観点から、次の見直しを検討いただいております。

まず、最初でございますが、登記事項証明書の廃止を図るということでございますが、これはやはりもう一度行政機関間の情報連携が開始した場合には提出させるということをお必ず廃止させるべきではないかというところでございます。

次に、この情報連携が開始するまでの間、法人番号公表サイトですとか、登記事項情報提供サービスなどを活用しまして、証明書の提出を求めなくて、行政機関側が確認するといいますか、閲覧をすることによって、この添付を廃止することができるのではないかとこのところが2つ目でございます。

さらに、この情報連携が開始した場合には、記入を求めないということを行うことをしてはどうか。例えば、申請情報のうち法人番号というものを記載していただければ、ほかの事項は情報連携で自動転記といいますか、取り寄せるということで、記入を事業者側に求める必要はないのではないかとこのところでございます。

加えまして、申請のタイミングというところでございますが、これまでは登記事項証明書をもらってから各種手続をしていたということではないかと思

ますけれども、そこにつきまして登記事項証明書の確認は事後的に行うということで、手続の受付を認めるということを行ってはどうかと考えてございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

それでは、まずここまでについて自由討議に移りたいと思います。約25分を予定しています。どなたからでもお願いいたします。

では、宮内委員。

○宮内委員 宮内でございます。

この登記事項証明書というのは非常にいろいろなところで出せと言われるのですが、なかなか煩わしいものがあるのは事実でございます。

私ども民間におきましては、大体相手方の会社がちゃんとしているかどうかチェックするのは閲覧だけで、閲覧サービスで相手方に紙を出させるとかというのは非常にまれだと思っております。

実際に私の業務からいいますと、登記事項証明書というものを出さなければいけないのは裁判所に提訴するときなんです。これは原告、または被告、あるいはその他の当事者が法人の場合には必ずこれを出さなければいけないといったルールになっておりまして、それ等も含めて一般的に別に紙を要求しているのではなくて内容を確認しているのだと思いますので、これはぜひ電子的な方法で確認する。紙を出してそれを補完するというようなやり方は、なるべく避けていただきたいと思っております。

なお、最後のところにありましたけれども、証明書の確認は事後的に行うというようなことも、これはルールではないと思うのですが、実際に裁判所に提訴するときも相手方の登記事項証明書がついていないとその場で門前払いされるわけではなくて、追完するというようなことも実際には行われているようですので、必ずしもその時点で絶対に必要かということそうではないこともすごく多いので、そのあたりは柔軟にやっていることは事実としては可能なのではないかと考えております。

全部をまとめますと、非常に多くの場合、実は行政でその登記事項証明書を出せと言われることが多いと思っておりますけれども、それは必ずしも紙が必要なわけではないという場合がほとんどではないかと考えています。

この手続のタイミングについても、いろいろと実務上は可能な点が多いと思っておりますので、ぜひここに書かれているような見直し案に沿って進めていただきたいと私は考えております。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

紙ではなくてもいいのではないかとのことですけれども、ほかにどなたか御意見はございますでしょうか。

早かったのは、山田さんですね。

○山田経団連産業政策本部主幹(根本委員代理) 経団連の山田と申します。本日、代理で出席しております。

ただいま事務局から御説明いただいた資料2にございますように、現状では法人の設立手続の各段階で登記事項証明書の提出が求められています。

登記事項に関する情報は行政機関が管理しているものであり、ほかの行政機関がその情報を確認するため、事業者に証明書の提出を求めています。

こうした中、先ほど御説明がございましたように、法務省を中心に行政機関間での登記情報の連携の仕組みを構築いたしまして、登記事項証明書の添付を省略するという動きがあることは非常に重要であり、着実に進めていただきたいと思っております。

また、そのような情報連携の仕組みが構築された後は、ワンスオンリー原則に基づき、法人設立以外の手続きにおいても、行政機関が事業者に対して登記事項証明書に記載されている情報の提出を求めることは避けるべきと考えます。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

では、朽原さん、大久保さん、関さんの順番でお願いいたします。

○朽原委員 私どもは、今日こちらに参ります前に、各地の商工会議所や事業者にも、現場の声をヒアリングして確認をいたしました。法人設立に必要なとされる添付書類の中で、取り寄せや作成に手間やコストがかかっているものは、1番多かったのが「取締役全員の印鑑証明書」、2番目が「定款の写し」、3番目が「登記事項証明書」という結果でございました。

しかしながら、複数回提出しなければならない添付書類ということに限りつつ質問しますと、「登記事項証明書」が一番多いという結果でございました。

事務局の資料にもありますとおり、登記事項証明書は、都道府県税事務所、市町村役場、労基署、ハローワーク、年金事務所などに提出する必要があります。これはお金がかかる話でありまして、窓口発行で600円、オンライン発行でも500円程度の手数料が発生し、全ての事業者のコストになっています。民間企業あるいは国民目線から見ますと、行政の手続のために、行政側が発行した証明書を、民間側が何度も手数料を支払って入手し、行政のそれぞれの窓口で提出するというのは、改めて考えてみると不合理ではないかという強い声もご

ざいます。

情報連携は、これから国で進めていくということですので、情報連携することで確認をし、添付書類は基本的に1回に限る、もしくは廃止することで、官民双方の手間とコストを削減していただきたいと思います。

これによって、将来的には、法人手続のワンストップ化に繋がっていくと考えてございます。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

では、大久保さん、続けてお願いします。

○大久保委員 大久保です。第2回の我々のアンケートでも配付させていただきましたが、何でこんなに何回も出すんだということが多数、声として挙がっております。

それから、起業直後、早く事業を軌道に乗せなければいけないので、それで登記簿謄本を取りに行くような時間ですとか、そういったものに時間を使わせてしまって、役所が時間を使うことによって起業家の足を引っ張るということは避けていただきたいと思います。実際に自分がやった経験で言うと、非常に負担でございました。

それから、2ページの「登記後に求められる手続」で、税務署設立届出、都道府県、労基署、いろいろございます。実際にやった経験からすると、どこの誰が、わざわざ身分を偽って、新しくつくった会社のために公共職業安定所に届け出を出すのか、社会保険の届け騙して出すのか。そんな人がいるのでしょうか。起業家のかわりに身分を偽ってまでそういう届け出をするような方もしいるのであれば、1つでも事例を出していただきたいと思います。私は、以上でございます

○大杉座長 ありがとうございます。

では、まず委員のほうからということで関委員、続けてお願いいたします。

○関委員 新経済連盟の関です。何かあるたびに、手続をするたびに登記事項証明書を取ってきて添付しなければいけないという、この実態をぜひ改善していただきたいと思いますと考えております。

繰り返しになってしまいますけれども、事業者側から見れば、特に小さい事業者は非常に負担がかかります。人的負担、あるいはコスト負担も小さくないと思いますので、ぜひそのあたりを3原則に照らして抜本的に改善していただきたいと思います。そもそもなぜ必要かというところまで掘り下げてぜひ検討

していただきたいですし、行政機関の間で確認できるような話であれば、できるだけ早くその仕組みをつくって、役所の中で処理できるような形にしてほしいと考えております。

また、事務局の資料にもありますけれども、手続のタイミングについて事後確認ということでもいいというふうにしていただけると、大変効率的にできるのではないかと思います。以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

資料2の2ページに、書面を求める側の役所の行政の名前が税務署以下ずっと並んでいますけれども、求める側のほうでこのお部屋の中のどなたか、意見とか感触をお聞かせいただけないでしょうか。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 この資料の一番上に書いてありますので、私のほうから説明させていただきます。国税庁でございます。

国税でも従来は登記事項証明書をいただいていたのですが、法務省さんから日次でオンラインで登記事項の情報をいただけるようになりましたので、税制改正もした上で、29年から、税務署への設立届出については、この図に「必要」と書いていないことからわかるように、登記事項証明書はいただかない、添付はしていただかなくても結構ということになっております。

また、設立届の際の添付書類も、以前は紙で出していたのですが、これもイメージデータで、これは昨年からですが、提出していただけるようになっておりますので、そもそも税務手続に関して設立時に必ず提出していただくものについては、今は全てオンラインで可能となっているということでございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

こちらから少し質問させていただきます。それで不都合が生じたかどうかという点と、持ってきてもらうのではなくて税務署のほうからその情報を参照するというところで庁内の業務の合理化ないし手間がふえた、減った、そのあたりを今、可能な範囲で教えていただけますか。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 もともと国税の場合、法人を設立する場合、設立届を出していただくのですが、中には無申告の法人とか、登記はしているけれども税務署のほうに届け出がない法人もあるわけですね。

そこで、我々としては、以前は登記所に行って調べていたのですが、それだと手間もかかるし、事務量もかかるということで、次は、電子媒体でい

ただいて、行政内部でそれらを照合していた、それがオンラインになったということでございまして、以前と比べると楽にはなっているのですが、調査していた時代と比べるとどうなのかとか、その辺は数字があるわけではないのですが、いずれにしてもオンラインでいただけるようになったので照合も効率的にできるようになりましたし、まだ4月から今まで特段不都合が生じているという話も聞いていないところでございます。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

ほかに、ここで挙がっているようなお役所で、もし御感触をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。都道府県市町村税務所の関係者の方でどなたかいらっしゃいますか。

では、お願いいたします。

○中山総務省自治税務局企画課課長補佐 総務省の自治税務局の者です。この都道府県市町村の税務所の関係ですが、我々は電子化の推進に当たりまして、規制改革の会議の論点整理等を踏まえまして、本年6月に行政手続コストを削減する基本計画というものをつくっております。この基本計画の中におきましても、法務省さんのほうで平成32年度に構築されます仕組みを活用いたしまして、この登記事項証明書の添付省略を図ることを検討するという事で記載をさせていただいておりますので、しっかり検討してまいりたいと、このように考えております。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

では、順に労基監督署はいらっしゃいますか。それでは、今マイクが参りますのでよろしく申し上げます。

○栗林厚生労働省保険局保険課健康保険組合指導調整官 厚生労働省保険局の栗林でございます。よろしく申し上げます。

私の担当部局ではございませんが、労働基準監督署及び公共職業安定所、あとは年金事務所、健康保険組合、これは社会保険手続ということで一つのまとまりとなっておりますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

私は担当が保険局でございますので、健康保険組合を事例に申し上げておきたいと思っております。健康保険組合につきましては、被用者保険ということで健康保険法の適用される事業所、こちらのほうが加入をするということになっております。

他方、個人事業主の方々は国民健康保険ということで保険の分野が違ってま

いますので、これまでこういった登記事項証明を頂戴することで、その社が被用者保険のほうなのか、個人事業所として国民健康保険のほうなのか。こういった事実確認をするという意味でも、登記事項証明というものを頂戴していたという事実がございます。

こういった手続によって必要な情報を頂戴している環境でございますが、法人番号が設立され、こういったことが活用できることを踏まえまして、今後4制度につきましてもこの添付に関しては検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

一気に進んで、最後に法人銀行口座というはどうなりますか。きょうはその関係者、担当者はこの場にはいらっしやらないということですかね。

かなり前向きな御返答はいただけたと思えますけれども、もう少し時間がございしますが、こちらの委員側、あるいは先ほどお話しされた方の追加とかございましたら、今この場を出していただけますと幸いです、いかがでしょうか。

では、お願いします。

○関委員 事務局の資料の5ページの真ん中あたりに、行政機関間の情報連携が開始するまでの間ということで、法人番号公表サイトとか、登記事項情報提供サービス、こういったもので行政機関等が確認すべき事項を閲覧するということが登記事項証明書を省略できるのではないかと書いてあるのですが、これは実際に可能だと考えてよろしいのでしょうか。

○大杉座長 個別に伺うことはしませんけれども、先ほどお答えくださった方々の中でこの事務局の5ページの連携前でもこういうことができるかということについて、何か感触とかをお聞かせいただける方はいらっしやいますか。

今、例えば税務署ですが、国税庁の場合はどういうふうなところまで進んでおられるのでしょうか。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 税務署の場合は、今、既に登記事項証明書は添付省略になっていますので、この指摘には当たらないかとは思っているのですが、実は法務省さんからオンラインでデータをもらい始めたのは去年からなのです。

ただ、法令上は（登記事項証明書の添付を）求めることになっておりましたので、税制改正で、法律上添付を省略してもよいという形にさせていただいてから、ことしの4月から省略可能ということになっていますので、多分、各省さ

んでも法令上の根拠みたいなものがないと、いきなり運用で省略ということは難しいのではないかと考えております。

○大杉座長 ありがとうございます。確かに、技術的にできるというのと、法令上やっていいかという話は別なので、そちらも各省庁で前向きに御検討いただくということかと思いましたが、例えば厚労省さんのほうから感触だけでもお聞かせいただけないでしょうか。

○栗林厚生労働省保険局保険課健康保険組合指導調整官 申しわけございません、4局の担当ではなく、すり合わせもございますので、この御提案に関しましては持ち帰らせていただきまして、各担当のほうに協議事項として省内で進めさせていただきたいと思っております。

○大杉座長 どうも御無理をお願いしまして、ありがとうございます。
では、お願いいたします。

○末岡厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官 厚生労働省でございますけれども、具体的な検討につきましては持ち帰らせていただきたいと思っておりますが、一般的な話として、申請手続の時点で確認された事項を事後的に検証できるかどうか、証跡を残すという観点から、情報連携の開始前において、申請手続の時点では閲覧で足りるかは課題にはなるかと思っておりますので、その点だけ付言して申し上げたいと思っております。

○大杉座長 ありがとうございます。
ほかに、2ページに戻ると総務省のほうで何かございますか。

○中山総務省自治税務局企画課課長補佐 地方団体のほうが実務をやっておりますので、実務上の課題がどのようなものがあるのか、済みませんが、現時点で把握はしておりません。

○大杉座長 ありがとうございます。とりあえず、こちらの事務局側で高いレベルのものをお願いしていることになりますので、どうか皆様方におかれましても御検討を進めていただければと思います。
では、村上委員お願いいたします。

○村上委員 村上です、よろしく申し上げます。

先ほどご説明のあった4ページの平成32年度に実現するバックオフィス連携の仕組みですが、行政内のみの連携で、民間企業は利用できないという理解でよいでしょうか。ワンストップ化の対象のひとつである銀行口座開設の際の添付書類省略で利用可能かどうか教えてください。

○大杉座長 これは、法務省の方にお伺いすればよろしいのでしょうか。辻さんか、宮本さんか、どちらでも結構です。

○大西総務省行政管理局調査官 4ページのアクションプランですが、私ども総務省行政管理局のほうで各省と調整をしながらまとめたものでございますが、このアクションプランに基づき、先ほど来から各省さんのほうでお話をいただいたような添付省略についての取り組みを今、検討を進めていただいているところであります。

それで、このアクションプランの中では行政機関の中での効率化ということをお大前提に考えておりますので、村上先生がおっしゃったような民間での活用というところは、このアクションプランの中では視野には入っておりません。

○大杉座長 ありがとうございます。

法務省、登記情報センターのほうでは何か補足とかございますか。

○宮本法務省民事局総務課登記情報センター室長 特にございません。システム的な話で言えば、今はこの枠組みの中でシステムを検討しておりますので、システムは枠組みに合わせるということになろうかと思えます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

今川さん、お願いいたします。

○今川総務省情報流通行政局情報通信政策課長 法人設立などの関係手続に、こういった添付書類の省略は非常に効果があると思うのですが、総務省では電子調達の仕組みを運用しておりますので、そこでも統一資格審査の申請などに登記事項証明書の添付を求めているので、こちらにも情報連携をさせていただくと、統一資格審査は3年に1回やり直すので非常に効果が大きいと考えております。

○大杉座長 なるほど。ありがとうございます。

ここの第1議題につきましていろいろ出てまいりましたけれども、よろしい

でしょうか。まだ少し時間はありますけれども、特になければ次の第2部ということで、事務局の御説明のほうに入っていこうかと思えます。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 それでは、資料3をごらんください。「法人設立手続のワンストップ化に向けた見直し」でございます。

1ページをおめぐりください。2ページ目ですが、オンライン申請システムというところがございますけれども、法人設立に限って特に見ますと、1度の設立手続のためにオンライン申請をするということは、コストがメリットを上回っている状況にあって、なかなかオンライン申請が進まない状況にあるのではないかと考えておりました、それを改善するためには幾つかの取り組みをしてコストを下げメリットを上げていくという形で、事業者がやりやすいようにしていくことが必要ではないかと考えてございます。

その大きな論点は、3つあるかと思っております。

1つ目に、各手続に個別にシステムが存在していて、それぞれ手続をしなければならぬということ。

2つ目に、オンライン申請のための費用ですとか、それを習熟といいますか、理解するという、そこからの手間というものがかかるとのこと。

3つ目に、オンラインで全てが完結していなくて、書面の手続もしないといけないというようなこと。

こういった3点があるかと思っております。

ここでは、まず別個にシステムがあってワンストップになっていないというところについて御説明をさせていただきます。

3ページ目をごらんください。法人設立に関しまして必要な手続でございますが、現状「登記・供託オンライン申請システム」「e-Gov」、「e-Tax」、「eLTAX」と4つのシステムで個別に実施をする必要がございます。こういう状況にありまして、手続の全体像がわかりにくくて申請の負担も大きいのではないかと考えてございます。これで一つの手続でも利用が困難ですと、オンラインから離脱するということがあり得るのではないかとこのように考えてございまして、必要な手続が一括して完了できるようなワンストップのサービスが必要ではないかと考えてございます。

4ページ目をごらんください。これを解決するためには、恐らく2つのアプローチがあるかと思っております。

A) でございまして、法人設立手続に限定しても政府がワンストップサービスを提供するということ。

2つ目、B) ですが、外部連携APIを活用して、民間事業者によるワンストップサービスが開発できるような環境をつくっていくということが大事ではない

かと思っております。

特に後者のところですが、民間事業者のほうで開発ができるようにするためには2つの論点が少なくともあろうかと思っております。

まず1つ目に、開発環境一般を改善していく必要があるのではないかとということ。

2つ目に、ワンストップということを固有の論点ということで課題を解決していくことが必要ではないかというふうに考えてございます。

5ページ目をごらんください。民間事業者の開発環境ということでございますが、大きく分けて3つのステップがあろうかと考えてございます。

1つ目が開発準備段階というところで、各申請システムの仕様書、こういった情報が提供されて、これをもとに作成をしていく。また、APIと情報交換するサービスを構築していく。

2つ目、それをつくって実際に動くかどうかをテストしていくということで、非常に重要な工程ではないかと思っております。

3つ目、実際に稼働した後に判明をするエラーというものがあるのではないかとございまして、これについてもそれを取り除いていく環境が必要ではないかと考えてございます。

6ページ目をごらんください。開発時のところでございますが、仕様書とか、そういった情報提供が充実しているほど、より開発しやすいということがございます。また、その方法といいますか、手法というものについても民間の事業者がなれたもの、最新のものという一般的になっているものが望ましいというところでございます。

加えまして、APIも全て関係する手続が公開されているということではなければ、どこか抜け落ちていたりうまくつくることができないというところがあるのではないかとございまして。民間事業者からの意見の例というところで、仕様書が不十分ですとか、手順を無視した書類構成になっているとか、記載方法が出元によって違うとか、APIも古いとか、完結していないとか、そういったところを御指摘いただいているところでございます。

7ページ目をごらんください。テスト環境でございます。テスト環境につきましても、こちらは民間事業者からの意見の例でございますけれども、e-Govに接続するところではできても、その先のテスト環境がないですとか、その際、自社の実際のデータを使ってテストされているというようなお話ですとか、または使用できる電子証明書に限定されているとか、テスト環境はあるといっても実際に物理的にいかないとテストできないとか、問題が発生してもそのたびにテストができないといったようなことや、あとはテスト環境が使える期間が限定をされている。こういったところは、コスト増につながっているのではない

かという御意見をいただいております。

8 ページ目をごらんください。稼働した後の話でございます。こういったときに、システムのエラーをどう処理していくかというようなところで、メンテナンスは夜間にしてほしいとか、忙しいときは土日祝日も運用してほしいとか、あとは障害が起きたときの反応の点ですとか、問い合わせに対するレスポンス、こういったところにも課題があるような御指摘をいただいているところでございます。こういったことを踏まえまして、いただいた問い合わせや課題の指摘について、受理状況ですとか、回答期限を設けるとか、こういった見える化が必要ではないかと考えてございます。

9 ページ目をごらんください。ワンストップ固有の論点でございます。ワンストップサービスのためには各システムに個別というものの、例えばデータフォーマット、本人確認のやり方、APIのルール、これがそれぞれ違っていると、それぞれ開発をしないといけないということでコストがかかってくる。加えまして、システム改修のタイミングが違うということで、これを織り込みながら変えていくということも必要ではないかと考えているところでございます。

10 ページ目をごらんください。まずデータのフォーマットでございますけれども、非常に細かいことかもしれませんが、システムA、システムBというところで、データの構造の中で企業名なのか、会社名なのか、住所なのか、所在地なのか、これが統一をされていないと、符合して一定しているかどうかの検証とか、そういったこともできなくなるということでございまして、こういう共通のルールが必要ではないかというところでございます。

こういうことを解決するために、共通の語彙基盤の枠組みというものの整備を行っているところと聞いておりますので、こういうものにつきまして既に公開されているものについては、法人設立手続に関するシステムはまず先行して年度内にこれを実装するための計画を策定してはどうかというところでございます。

11 ページ目をごらんください。本人確認の論点でございます。各システムでそれぞれ独自のIDとかパスワードというものがございまして、これをシステムごとに本人確認を行っている仕組みというところでございます。

これにつきまして、経済産業省さんのほうで法人の認証基盤というものの実証手続をするということをしてございますが、こういった統一的な仕組みで同一の申請者を同一のものと確認できるよう、共通認証システムの構築に向けた取り組みを実施してはどうかというところでございます。

12 ページ目をごらんください。APIルールのところでございます。こちらにつきまして、APIの使い勝手向上に向けて「APIガイドブックβ版」というものが本年8月に公表されたところでございます。これにつきまして、年内、早急に

内容を確定していただくとともに、その確定作業と同時並行で、β版ですのでレスポンスをいただきながら改善をしていくというのが多分大事ではないかと思いますが、そういった作業を進めて同時に検討していただいて、法人設立手続に関しては年度内にこれを実装するための実行計画を策定してはどうかと考えてございます。

13ページ目をごらんください。民間側、B)のところについては先ほど申し上げたとおりでございますが、政府におけるワンストップサービスの提供、A)というところでございます。こういったものにつきましてはワンストップで完結するようなソフト、例えば4つの申請システムのソフトのどこかに、このワンストップで申請するような機能を用意するということを念頭に、ソフトのあり方について検討をしてはどうか。この際、機械判読可能な形で申請を準備するというようなこととセットで考えるということのも一案ではないかと考えてございます。

また、外部との関係と基幹部門のシステム改修というのはタイミングを分けることができるのではないかとということもございまして、このインターフェース部分については可能な限り早急を実施するという取り組みを行ってはどうかと考えてございます。私のほうからは、以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

次に、ただいまの説明に関連しまして、政府の申請システムに連携したサービスシステムを開発されている技術者の方々から御意見をいただきたいと思っております。御意見をいただくに当たってメモをいただいておりますので、それを机上配付してございます。

それでは、それぞれの皆様よろしく願いいたします。

○システム開発技術者A よろしく申し上げます。

私の会社では、人工知能を活用してバックオフィスを自動化して、会社の設立から普段の会計、経理、人事労務手続まで、全て自動化していくというシステムをつくり上げていまして、そういうベンチャーをやっております。まだそんなに長くないんですけども、エンジニアが120人ほどおりまして、今出てきたAPIと接続して、できる限りお役所に行かなくて済むとか、できる限り紙を使わなくて済むというサービスを提供しています。

言いたいこととしては、本当に先ほど川村さんから発表があった資料のとおりで、これはよくできているので、ぜひこれをしっかり読んでおいてほしいというのがあるんですけども、ちょっと変わった視点から申し上げますと、私はそういう開発組織のマネジメントということをしているんですけども、

例えば1人のエンジニアとかは、もうこのAPIの開発には携わりたくない。なぜかという、技術者としてこれだけ古い技術で仕事をしていたら自分の行き先がない。それほど古い技術を使っている、僕はこういうのをやるためにこの会社に来たのではないのもうやめたいですと言ってくる人が出るほど、それぐらい古い技術を使っているんですね。もう日本でもほかでは通用しないものを使っている、そういうレベルです。

そういう技術者がどうするかというと、やはりそういうのに携われないので僕はやめますと言って、例えば最近、法人設立登記とかでも、ベンチャー界隈では日本ではなくシンガポールで設立するケースとかふえてきていて、そういうところに行ってこういうバックオフィスから解放された環境でエンジニアが働くという例も出てくるぐらい、強い危機感を私は持っています。

それに対して自分たちの会社だけでどうにかできることではないので、こういう検討会とかでぜひ検討いただいたことを実行してほしいし、時間がかかることだとは思いますが、実際に改善が動く未来があるというだけで、ここに携わる技術者としても希望が持てる話ではあるので、この先にこういうところまでいきます。時間はかかるかもしれないけれども、それはやりますというところはぜひ検討していただきたいなと思っております。以上です。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

続いて、お願いいたします。

○システム開発技術者B よろしくお願ひします。私どもは、社会保険関係のe-GovのAPI申請というところのアプリケーションを開発して、たくさんのユーザーさんに提供しているベンダーでございます。

たくさんのお客様ということでは、もう何百人、1,000人を超すという形でユーザー様に御利用いただいているんですけれども、そこで私どもがAPIに対応したシステムを提供しまして、いろいろ日々悩んでいることがございますので、この場をお借りして申し上げますとともに、新しいワンストップというところのサービスが開始されるのに少しでも参考になればと思います。

全体的に設計から入るんですけれども、厚生労働省さんから先ほど御発言がありましたとおり4局に分かれている、保険の制度も違うとか、そういうふうな絡みから非常にレイアウトがばらばらという形で苦労しております。

先ほど事例では企業名と会社名とありましたけれども、社会保険的には事業所名と、それから商業登記的には一法人であっても、社会保険的には10も100もあるような事業体と法律的に制度的に分かれておりますので、その文字数が

同じ厚生労働省の手続なのに片や何十文字、片や何十文字というところで全く違っていて、紙による申請もあわせてやっておりますので、紙では印字できるのに電子申請だとできない、その逆であったりとか、そういうことで一つのシステムをつくるにおいても非常に苦労しているところです。

それから、電子申請が始まって非常に便利になったという声がたくさんあるということもありながら、紙が電子申請に置きかわっただけで、結局、「サービス範囲」というところでメモ欄に書かせていただきましたけれども、利用者にフィードバックするというのが全く視点にないので、フィードバックされたデータがデータではなく、ただの紙、PDF化された添付ファイルで提供されるだけで、企業にとって利用価値が余りない。本人に印刷して渡します、それから、自社のシステムに取り入れたいということでもデータになっていませんので、手打ちで対応しなければいけないというような非効率的なことが起こっております。

そういう意味でも、各省庁間で連携されるというお話が先ほど出ていますけれども、法人番号制度はせっきく始まったので、そういうところで共有化していただきたいというふうに思います。

それから、開発するにおいては開発効率が非常に悪いです。いろいろなところからデータをいただくのですが、十分なデータ、情報じゃないというところから始まって、あちらに聞いて、こちらに聞いてというところで、なぜこちら側がいろいろ調べなければいけないんだろうとか、そういう思いに駆られるぐらい、完全なデータとして提供をお願いしたいなと思いますし、その際、問い合わせても聞いていただいているか、いただいていないかもわからないというような現状になっております。開発意欲が非常にそがれますので、そういったところということをお願いしたいと日ごろ考えております。

それから、「検証環境」です。私ども、製品としてお客様からお代を頂戴するという形で責任を持った経済活動の中でシステムを提供しているものですから、ミスのないきちんと動くものを御提供しないとお客様からお代を頂戴できない。商売上、そういうふうな位置に携わっております。

きちんとテストをして自信のあるものをお客様に提供するというのが私どもの使命なんですけれども、何せテストができない。それは、製品提供者として非常に誤った姿勢なのではないかと日々悩んでおります。実際、使ってみたら動かなかった。何だ、欠陥品を売りつけやがってというような厳しいお言葉を日々いただきながら、実データじゃないと動くかどうかわからないんですと、情けない声で申し上げながら、お客様と協力して動くまでにこぎ着けているところが現状でございますので、検証環境というところではぜひ整備をしていただきたいと思っております。

開発だけではなく、提供しましたらずっとお客様が無事で使っていただくためにサポートしていくわけですけれども、その中のサービス提供という面で、私どもで想定している環境ということで、私どもも一部インターネット上にサーバーを置いて処理をしてe-Govに届けるという仕組みをとっています。e-Gov側のほうが容量がいっぱいになって受けつけられなくなっているんじゃないかと思われる現象が発生しています。アクセス件数ですとか、きちんと計算をして、設計をして、提供をしていただきたいというところもあります。

「メンテナンスがされます」と時々アナウンスがあるんですけども、3月の年度末に急いで予算の切れ目になりますから、そういったところででき上がらせようという御事情なのだろうというのはわかるのですが、3月は社会保険の手続等は非常に繁忙期になります。春分の日が絡む3連休だったり、その辺でとめられるとすると、お客様は深夜まで残業してやったりとか、4月1日に間に合わせようとやったりとか、3月31日に会社を退職されて手続をしようとするお客様が、手続ができないというところで非常に不便を感じていらっしゃいます。

私どもも、できればそういったところは避けて自分のところのメンテナンスとかをやるべきだとは思っているんですけども、ユーザーさんサイドの使い勝手とか御事情とかもよく鑑みた形でやっていただきたいと思います。

基本的には、電子申請でガソリン代も全然違うふうになったと喜んでいただいているお客様もたくさんいらっしゃいますので、便利なことは間違いないと思います。

ただ、本当に使いやすいとか、よくなったとかというふうに合格ラインをいただけるまで、その意識を高めてやって、電子申請できればいいみたいな形じゃなく、最終的にフィードバックされるところまでが最終形だ。申請で終わりじゃない。最終的にユーザー様に満足するデータの姿で返るのが完了でございますので、そういった設計をお願いしたいと思います。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

それでは3人目の方も、よろしく願いいたします。

○システム開発技術者C 私がやっておりますことは、マイナンバーをお客様からお預かりして、お客様が税の届け出、従業員の住民税、所得税、あとは雇用保険の電子データにマイナンバーを付番してe-tax、eLTAX、e-Govに届け出るというクラウドサービスを行っております。

あとは、企業の人事システムの導入コンサルであったり、電子申請の講演会

であったり勉強会にも呼んでいただいたりしております。

我々の特徴として3つのシステムで常に運用しているというところから、3つにまたがる課題をお話させていただきたいと思います。

そういう意味では、3つのシステムを比較したとき、我々はeLTAXにかなり課題があると思っておりまして、ちょっとeLTAXのことを厳しく言うかもしれませんが、きょう総務省さんがお見えになると聞いておりませんでしたので、なかなか言葉の準備が適切でないかもしれませんが、そこは一技術者からの思いということで御容赦いただけたらと思っております。

e-Gov、e-Tax、eLTAXe-Gov、e-Tax、eLTAXを使っている上では大きく3つの課題があると思います。

1つ目は同じ行政届け出システムなのに3つのシステムの仕様が異なる。これは、技術者はすごく困っています。同じようなことをするのに3つ、全く別のシステムを作らないとつながらない。

あとは、ミスがしやすい微妙な違いがあるんですね。例えば、e-TaxとeLTAX、所得税と住民税で従業員の前年の給料を1月に届け出るという、の源泉徴収の届け出と給与支払報告書、ほぼ同じデータなのでAPIを使って一括で出したいところなのですが、ばらばらに出す。

ここまではいいのですが、例えばそのデータを出すときに、新規、追加、訂正、無効という4つの状態を、そのデータはどれに当たりますかというのを付けて出すのですが、それに関してもe-Taxは新規が1、追加が2、eLTAXは新規が0、追加は1とか、絶妙にずれているんですね。

もちろん我々も技術者なので気をつけてつくりますし、いろいろなパッケージングするなどしてミスを少ないようにしますけれども、テスト環境や仕様書がないので、その場で作り直していることが結構あるんです。届け出をしている最中で、これは思ったとおり動かないというときに直すときのミスにつながりますので、やはり最低限、フィールド、項目の名称やフラグなどは統一していただきたいと思います。

あとは、データの持ち方が違うというのもやはり辛いところがありますが、そこは省かせていただきたいと思います。

2つ目はこの場にふさわしいか分からないのですが、そもそも制度として日本の制度がかなりシステム届出に向いていないところが多いんじゃないかなと思っております。

3つのシステムの中で、e-Govさんのはすごく使いやすい。我々開発者から見ると使いやすいんですけども、例えば届け出するときに添付書類などが多いんですね。勤務実績、勤怠記録とか、診断書とか、そういうものを出さないといけないのですが、わざわざスキャナーでデータ化して、それをどの人の申請

ですよと紐付けて出さないといけない。

例えば、私どものお客様でe-Govに一度に数千人の届出を出すお客様もいらっしゃるんです。数千人の申請データをつくった上に添付書類をスキャンニングして、それを一々紐付けてというとなかなか現実的ではないので、システム的には使いやすいのですが、制度としてかなり使いにくいなと思っています。

そういう意味では3つの不一致、制度ということと、最後にサービスレベルというところがございます。ここが一般のシステムとかなり違いまして、例えば申請をして戻ってくるファイルというのがあるんですね。そのファイルの命名規則とかを、例えばeLTAXさんとかe-Govさんの窓口に電話して聞きますと、それは各処理をしている窓口に聞いてくれと言われるんですけども、我々のお客様、例えば地方自治体ですと税の届け先は1,440あるんですね。実際、eLTAXの窓口に聞いてもわからないということで諦めて、1,440の自治体に電話で確認をしたことがあります。6人がかりで3週間かかりました。ちょっとこれは現実的ではないので、制度の事務上で各自治体違うとか、そういうのは仕方ないと思うんですけども、ファイルの命名ルールとかはシステムの仕様だと思うんです。そういうのは、やはり統一していただきたいと思います。

あとは、処理のスピードです。e-TaxさんやeLTAXさんで一番困るのが、1サーバーで1つのプログラム、アプリケーションしか動かせないんですね。e-Taxさんはまだ早いからいいんですけども、eLTAXさんなどですと、例えば私どもの一番大きなお客様の申請を1社分だけ、給与支払報告書の申請をすると16時間かかります。1社ですが、それが1台のサーバーでしか動かないんですね。それで、eLTAXさんの稼働時間は16時間なので、1社の処理は本当に朝一でやってぎりぎり終わるかどうかなんです。それを数百社のお客様にやろうと思うと、かなりサーバーも台数を用意しなければいけないし、非常に困っているというところがございます。

そういったような3つのシステムの不一致、制度的にシステムに向いていないところがあるかなというところと、サービスレベルが民間と乖離してなかなか使いにくいところがあるなというふうに考えております。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、いただいた御意見、御批判も踏まえながら自由討議に移りたいと思います。20分ぐらいを予定しておりますので、どなたからでも結構ですけども、よろしく願いいたします。

では、宮内委員。

○宮内委員 宮内でございます。いろいろと、システム構築に関して御苦労されているということがよくわかります。

データフォーマットについて私のほうから御意見を申し上げたいと思うんですけども、これとはちょっと違いますが、法令データのXML化というのがことし、ほぼ全部できて、これは総務省さんのほうでやられているものですね。それで、法律と政令、勅令も、それから施行規則まで全部統一のXMLのフォーマットをつくって、それで書きくださるということを実際にやっています。

こういう種類のことをやっていかないと、個別のものを、ただ個別の書類を電子化していくといっても、なかなかどれがどうなっているのかわからないということが起こってしまうんじゃないかということをやっと懸念しております。

例えば、今回の4システムがうまくいっても、さらに別のシステムがどうかとか、そういう問題もあるので、できればこういった申請に関するデータを記述する統一的な枠組みをつくっていくことが、これから先の日本全体のこういった手続の電子化に関して非常に重要じゃないかと考えております。

今回どこまでできるかという問題はもちろんあるかと思いますが、そのぐらいの気持ちでやらないと、このデータフォーマットが違うとかというのを個別にやっていくということではなかなか進まないんじゃないかと私は思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

では、関委員、お願いいたします。

○関委員 御説明ありがとうございます。私のほうからは事務局から、あるいはシステム開発の方から詳細に御説明がありましたので、その内容について異論はありません。2点だけ、ちょっとコメントさせてください。

1つは、システム開発の企業、あるいはユーザー企業と行政機関の間でコミュニケーションをきちんととれるような、そういう仕組みをぜひ構築していただきたいと思います。関連するシステムを横断的にやっていく必要があると思います。

そこでは、仕様の情報の提供であるとか、問い合わせへの迅速な対応であるとか、あるいは企業側からの要望を酌み上げていくといったことも含めて、会話を密にやっていくような仕組みをぜひ構築していただきたいと思います。

2点目は、事務局の資料の最後の一番下に関係するんですけども、行政機関といえどもスピード感というのは非常に重要だと考えております。ぜひ、早

く実現するということを念頭にいろいろな工夫をしていただきたいと思います。本体のシステムの改修のスケジュールとかもちろんあると思うんですが、インターフェースの部分についてはそれと切り離して素早く実現するといったことも含めて、スケジュール感を持って実現していただきたいと思います。以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どなたでも結構ですけれども、例えば先ほど3つのシステムの間でというふうなことで幾つか具体的なことが出ましたが。

では、朽原委員お願いいたします。

○朽原委員 先ほどのシステム開発の皆様の御意見とも重複しますが、行政手続のオンライン化に関連し、e-Govの利用率を見ますと、平成27年度で、国の利用率が47.3%、地方公共団体が49.1%ということで、ともに50%に届いていないという事実がございます。

この理由を民間企業の皆さんにお尋ねしますと、もともとワンストップを前提にして作られておらず、システムが林立しているがゆえに使い勝手が悪いということで、今、御説明が縷々あったところでございます。使い勝手が悪いため、システムをリンクさせるアプリケーションが必要で、それをビジネスにする皆様が必要になるということになっておりまして、もともと作る時点で省庁横断・ワンストップを前提に作っていないというところに根っこがあるというのが結論であると理解しております。したがって今、新しい仕組みを作るということであれば、今ある省庁のものをどこかに移すのではなくて、省庁横断・ワンストップで法人設立ができるようにするというところから議論をスタートする必要があるのではないかと考えております。

システム開発技術者Cさんがおっしゃられたように、住民税の市町村への連絡というものは市町村によってフォーマットがばらばらですので、これは規制改革推進会議で書式・様式の統一をしていただく必要があります。コンピューターで計算をしても、結局、手で書き写して自治体に送っているというのが、現在、民間で行っている事務処理の実態ですので、書式・様式の統一ということも含めて、ワンストップで処理ができるような省庁横断の仕組みを作るというのが原点ではないかと私どもは考えております。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。例えばシステム運用側の官庁、省庁から、本日いらしていただいている技術者の皆様に御質問とか何かございましたらどんどん積極的に出していただきたいと思います。

では、お願いいたします。

○宮本法務省民事局総務課登記情報センター室長 法務省でございます。システム開発技術者A様のほうから、古いという御指摘がございました。それはSOAPのことでしょうか。

○システム開発技術者A そうです。

○宮本法務省民事局総務課登記情報センター室長 XMLを使っていること自体は、どうでしょうか。

○システム開発技術者A できればやめてほしいですけれども。

○宮本法務省民事局総務課登記情報センター室長 ということは、JSONとか、そういうのがいいなというような。

○システム開発技術者A もちろんです。

○宮本法務省民事局総務課登記情報センター室長 古いというか、昔からあって、今も使われているという認識なんです、私も今の業界や技術者さんの動向として非常に参考になりました。

ただ、XMLは御存じのようにいろいろなシステムで普及していて、ツールもたくさんあって、OSとか、環境を選ばないという利点はあると思っておりますのと、それから申請情報をXMLにしていますのは、1つにはそれを使って後の処理をやっているものですから、ちょっと出ていましたけれども、それを使って内部の処理を自動化したりしていますので、それを内部まで含めて変えてしまうと結構大きな改修になります。

そこは、変換すればいいじゃないかと、いろいろな議論があると思うんですが、いずれにしてもその内部処理まで含めて大きな影響が出るので、かなり開発規模としては大きくなります。

それから、今、この仕組みで既に開発して使っていただいていますので、それとの併存をするのか。併存すると保守コストが上がるとか、いろいろな問題点はあるというふうに今、感じております。

だから否定的ということではないんですが、おっしゃることは、それぞれなるほどなと思っておりますけれども、実際の実行面としてはいろいろ時間の面とか、コストの面とか、実現方法とか、特に認証基盤の話とかは当然我々だけで

できることでもございませんので、そういう課題も結構多いなということが、ちょっと感想めいてしまいましたけれども、今お伺いしてのことでございます。

○大杉座長 どちらでも結構ですけれども、例えばシステム開発技術者A様のほうから追加とか、逆質問もあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○システム開発技術者A 私が一番ここで伝えなかったのは、技術というのはやはりなかなか理解しづらいじゃないですか。私も、会社を経営している者の一人として、常に現場のエンジニアから新しい技術を使いたいと言われても、その技術選定にかかるコストとかを考えると、どうしても二の足を踏んでしまうことが多いんですね。

ただ、経営して思うのは、イノベーションを起こす、新しい世界をつくろうとするとき、うちはベンチャーなのでそういうことをやろうとしているんですけども、やはり有無を言わずその技術に対して投資するという考え方は大事だなと思っていて、イノベーションジレンマじゃないですけども、やはり既に安定しているシステムがあると次の技術を入れにくくなって、それがゆえに10年後に気づいたら手遅れになっているということはよくあるし、それはうちの会社にも通じると思っていますね。

それを支えるのが現場の技術者なわけだから、やはり現場の技術者がわくわくしてもっと勉強できる環境、技術革新を起こすのはエンジニアだと思うから、彼らがやっていて楽しいとまでは言いませんけれども、前を向いて取り組める新しい環境を用意するのは、私はすごく大事だと思っていますね。これは、ある程度合理的判断を越えて、そこに投資するんだという意志を込めることが大事だと思っています。

ちょっとふわっとした意見で申しわけないですけども、まさに今ここで検討会を開いて検討されていることも、恐らくみんなそういう方向が正しい。オンラインにすることが正しいと思って集まっていると思うから、それに対する目の前の合理的判断を越えて、新しい技術を導入していくことにコストを払うということ自体も、すごく現場でエンジニアと一緒に仕事をしている身としては大事な感覚だなと思っています。

○大杉座長 ありがとうございます。

ほかにもいかがでしょうか。例えば、e-Tax、eLTAXのほうから一言だけでもいただけると大変ありがたいのですが、お願いいたします。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 先ほどのAPIの話ですが、我々としても政

府全体の方針に従ってやっていこうと思うのですけれども、先ほど法務省さんからご発言もあったように、既存の、進行中というか、稼働中のアプリケーションが実際ありますし、我々のバックオフィスでのいろいろな処理もございませぬので、APIを全部変えるとなるとなかなか難しいところはあるということございませぬ。

ただ、e-Taxではないですが、国税のシステムでも、新しくつくったもの、例えば法人番号の提供システムはREST方式でつくっていますし、そこは今後とも政府の方針に従ってやっていきたいと思っております。

ここで、私からちょっと申し上げたいのですが、先ほどワンストップ化のところ、e-Tax、eLTAXでフォーマットも違うし、書く言葉も違うしというような話があったと思うのですけれども、行政コスト削減の基本計画の中でも、e-TaxやeLTAXで、できるだけ書く内容がダブっているようなものは重複を排除していこうとか、提出もできるだけ一元化していこうというようなことで計画上、施策を挙げておまして、例えば、設立とか納税地異動のような手続に関しては、今は、それぞれに届出書を出していただいているのですけれども、今後は、できるだけ一元化できるように、総務省と協議を開始しているところです。

e-TaxやeLTAXで、各種手続、また税目もそれぞれありますが、できるだけシングルウィンドウ化して、1つの項目を入れれば共通するところは自動転記されて、2度、3度書く必要がない、さらに、書き込んだ後は自動的にそれぞれの提出先に出せるようにしていこうというのを今、実装に向けて検討しているところございませぬ、このうち国税については先行的に30年度には何とか実現したいなということございませぬ。

○大杉座長 ありがとうございます。

引き続き、総務省のほうからお願いいたします。

○中山総務省自治税務局企画課課長補佐 eLTAXにつきまして、大変現場の貴重な御意見ありがとうございました。

先ほどe-Taxについて国税庁さんからもお話がありましたとおり、eLTAXについても今後利便性の向上は大変課題だというふうに認識しておりますので、国税さんと連携をしながら、同じような書類については1回で済むようにする。それで、バックオフィス連携をするというような取り組みですとか、あるいは地方団体、特に複数の自治体にまたがって事務所等を持っていらっしゃる場合については、それぞれごとに出さなければいけないというようなものもありません。そういったときに1回の手続、あるいは共通入力項目については一度入力

をすればいいというような形のeLTAXの利便性向上みたいなものを、しっかりと基本計画に基づいてやっていきたいと考えております。

それから、受付時間につきましても今は8時半から24時となっているんですが、この受付時間の拡大ですとか、あるいは問い合わせの窓口体制の充実、こういったことにつきましても検討課題だと思っております。何分、このeLTAXについては地方公共団体で共同で設置しております地方税電子化協議会という一般社団法人が運営しているということもありますので、地方団体の理解と協力を得ながら、総務省としてもできる限り努力をしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

では、お願いします。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 先ほどシステム開発技術者C様のほうから、国税の場合だと源泉徴収票で、地方団体の場合ですと給与支払い報告書をそれぞれに提出しなければならないというお話があったんですけども、ことしの1月からはeLTAXで一括して作成して、そこから提出すれば、国税にも地方税にも自動的にいくという施策を開始しております。恐らく御承知かと思えますけれども。

○システム開発技術者C そこはちょっと、ぼそっとつけたんですけども、APIの場合の話をしております。APIだと別々に出さないといけませんので、そういう意味では。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 開発の立場からのご意見ということですね。

○システム開発技術者C そうです。

○山崎国税庁長官官房情報技術室長 失礼いたしました。

○大杉座長 どうもありがとうございました。

それでは、IT総合戦略室のほうからも御発言をお願いいたします。

○木村内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室企画官 IT総合戦略室でございます。

資料1のほうで御紹介いただきましたデジタル・ガバメント推進方針で、IT戦略本部のほうで検討している方針でございますが、方針1と方針1-1を御紹介いただきましたが、実は方針2-1というのがございます。

そちらのほうで今まさに議論をいただいている部分と関連して、「データ流通を促進する環境の整備」という方針の中に、「情報システム間のデータ連携、行政機関内外における行政データの円滑な流通を可能にするようデータレイアウト、語彙、コード、文字の標準化、共通化など、行政情報システムにかかる企画の整備や、総合運用の確保に向けた取り組みを行う」とございます。これに基づいた検討を現在IT戦略本部のもとでも進行中でございます。今の議論でいきますと、共通語彙であるとか、APIの議論もこういった中に入ってくる取り組みでございます。

こちらの今後の取り組みの見込みでございますけれども、この方針に基づいて本年中にこの登記法人設立に限らず、政府横断的な実行計画をIT戦略本部のもとで策定し、年内の実行計画を踏まえて、来年上半期を目途に各府省が中長期的な実行計画を策定するというような形でとり進めることも含めて決定しております。

こちらのほうは、未来投資戦略の閣議決定のほうにもこのスケジュールを含めて、政府横断での「行政手続コスト削減の徹底」というところで決定されております。もちろん、この検討会で加速して議論が進んでいく部分はあろうかと思っておりますが、そのあたりを含めて、来年の上半期を目途に、各府省において実効的な実行計画がしっかりとつくられるよう、スケジュールを含めて内閣府の再生事務局のほうとは今後しっかりとうまく連携できるよう調整させていただきたいと、そのように考えております。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。各府省での取り組みだけではなく、その全体の取りまとめというところで、うまく相互にやりとりしていただければと思います。このタイミングでございますか。

○中野経済産業省商務情報政策局総務課情報プロジェクト室長 一言だけよろしいでしょうか。経済産業省でございます。

事務局の資料3の11ページで経済産業省の取り組みを少し御紹介いただきましたので、簡単に補足をさせていただきたいと思っております。

経済産業省も事業者向けの手続というのはいろいろ持っておりますが、税や社会保険に比べると件数は少ないわけではございますが、数十万件の手続というのがありまして、なかなかどうやって効率化するかという中で、今、省内でもかなり電子化をしたいという声が多く出てきております。

ただ、一方で、これはもう事務局から御説明がありましたけれども、個別に電子化していくと、結局IDが全部ばらばらになってしまうとか、ある手続で入れた情報をまたこの手続でも入れなければいけない。何回法人名を書かせるんだとか、そういう問題がどうしても起こってしまう。

それですと、やはり事業者の方の利便性が低いということで使ってもらえないということが感覚としては我々もわかっておりまして、そこを何とか、少なくとも経産省の関連の手続については1つのIDの体系でいろいろな手続に入っていけるといふところと、あとは前のページで少しデータの連携を書いていたのですが、手続によってはやはり申請書の呼び名が違うところを共通のルールに沿って統一をしていって、住所を変えたらまた別の手続では新しい住所が出るというようなデータの連携と認証の仕組みというのを、これは予算要求しておりますが、来年度からつくって実現をしていきたいということを考えております。

こういう取り組みの中で得られる方法論みたいなのは、IT戦略本部、あるいは再生事務局などを通じて、各省にもうまく共有して政府全体の取り組みにできればと思っております。以上でございます。

○大杉座長 どうもありがとうございます。このタイミングで、システム開発技術者B様、システム開発技術者C様、何か言い忘れたこととかございましたら、ぜひお願いいたします。

○システム開発技術者B 認証というところがありましたけれども、会社の手続、いろいろな手続において、税金の手続、社会保険の手続、労働保険の手続、さまざまありますけれども、それぞれの立場でそれぞれのケースで実際に決済する会社の人たちというのは別のケースがございます。

そういう意味で、会社にとって認証が1つでよいということでもございせんし、それから段階的に、承認を経て会社が申請するということになります。税金用にとった証明書を勝手に社会保険に使われてはやはり会社はまずいというふうな使い方も想定されますので、1つということでは利便性が高まるということも追求しつつ、権限が分かれているというケースもございますので、あわせて御検討いただけたらありがたいと思います。

○大杉座長 ありがとうございます。では、村上委員お願いいたします。

○村上委員 今日の資料3と、3人の技術者の方からお伺いした意見は大変有意義であったと思います。この御意見はほかの会議、例えば規制改革推進会議

でも社会保険のワンストップ化などを検討していますので、ぜひ参考にさせていただければと思います。どうもありがとうございます。

それで、気づいた点を2点申し上げます。

先ほどシステム開発技術者Aさんから、古い技術を使っているとエンジニアがやめるとか、ベンチャーが日本ではなくシンガポールに会社をつくるという話がありました。日本の電子政府はもっと頑張らないと、単なる効率化の遅れというよりも、日本経済の足を行政が引っ張っている状況になりかねません。もっと危機感を持って取り組むべきだと改めて思いました。

2つ目は、システム開発技術者Cさんからの、今の制度がシステム化に合っていないというご指摘はまさに大きな問題で、これまでの電子政府は手順をオンライン化するという観点で見過ぎていて、制度を大きく変えるという話が欠けていたと思います。今、政府が進めているデジタルファーストというのは、デジタルにあわせて制度から根本的に、抜本的に見直すということです。もっと視野を広くもって、これからいろいろと検討を進めていければと思います。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

どうしても、システムとかセキュリティに関しては、どうやって安くあげるかという話と、これは投資なんだという話で対決しがちなんですけれども、この部屋の中にいる関係者は利害を共通にしていると思いますので、前に進めていけるとよいのではないかと感じた次第です。

時間の都合で第2議題はここまでとさせていただきます、引き続き第3議題のほうに移らせていただきたいと思います。テーマは「オンライン申請の使い勝手改善」という点ですけれども、事務局よりよろしくお願いいたします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 資料の4をごらんください。「オンライン申請の使い勝手改善に向けた見直し」というところでございます。

2ページ目をごらんください。ここでは残された2つの論点、特に2のところを中心にお話をさせていただければと思います。

3ページ目をごらんください。「オンライン申請のコスト」でございます。このオンライン申請のためには、申請に必要なソフトウェアのダウンロードですとか、申請時に必要な電子書面の準備というのが事業者に求められるというものでございます。

一方で、書面です出す場合には証明力がさほどないような印鑑でもよいというようなところなのに、オンラインですと電子証明書を求められるというケースが多いというふうな状況にあらうかと思えます。

こういう観点、例えば電子書面に必要な電子証明書の取得ということで、法人の証明といいますと商業登記電子証明書しか認めていないようなケースもございまして、こういうときに専用のソフトウェアをダウンロードしたり、この期間、手数料を納付するですとか、こういったこともございます。

こういう中で、やはり電子証明書が抜本的に普及が進まないと、こういうオンライン申請のコストが高どまりするのではないかということで、ここの利用のインセンティブの付与ですとか、取得費用・手間の抜本的な削減が必要ではないかというところでございます。

また、同時に印鑑のところ、いわゆる認め印で認めているようなものについては、真正性の要求水準が低いというところで、そもそも論のところから見直しをすることが必要ではないかというところでございます。

4 ページ目をごらんください。「オンライン申請のコスト（2）」というところでございますが、古い世代、私も含めて古い世代ですと、オンライン申請とか、こういうものはマニュアルを見ながらプロセスを進めるというふうに考えがちでございますけれども、今、実際にクラウドサービスとかネット上のサービスというのは、マニュアルを見なくても手続きができる。進むというものに変わりつつあるのではないかと思っております、利用者側での常識が今、変わりつつある。言ってしまうと、要求水準がどんどん高くなっているということではないかと思っております。

そういう意味で、初回の申請でも利用しやすいようなインターフェースの実現に向けて、そういう声を捉えてシステム改善につなげていくということが必要ではないかと考えてございます。

加えまして、その知恵といいますか、アイデアというのは、やはり民間のほうが柔軟にお持ちの部分がございまして、そういったインターフェースの改善を民間に行っていただくためにも、API連携の開発環境を改善していくということが必要ではないか。ここを強力に進めていくべきではないかと考えてございます。

5 ページ目をごらんください。「オンラインで手続きが完結しない」というところでございます。法人設立に関しましては、電子定款の認証、会社代表印の提出、健康保険組合の設立届（一部）というところでございますが、ここについては面前／書面の手続きが求められている状況でございます。

こういう中で、また同時に登記事項証明書をオンラインで提出するためには、これを書面でいただいて、イメージデータ化して提出するというようなことも行われておりますので、こういったところは本検討会においても引き続き議論を重ねていく必要があるのではないかとこのところでございます。

6 ページ目をごらんください。「オンライン申請の利用者コストの削減」と

いうところがございますが、まず電子証明書につきましては、やはり公的機関が発行するものについては利用者コストの抜本的な削減に取り組むべきではないかというところがございます。

同時に、手続、規制といいますか、そこによりましては、会社の証明書に加えて個人の証明書も同時に求めるというケースもございますので、公的個人認証といったような個人の証明書を活用して取り組みを進めるというようなあり方についても検討すべきではないか。

3つ目でございますけれども、電子証明書のメリットをふやすということも必要ではないかということで、電子証明書を使った場合にメリットを付与するという規制緩和といった観点も視野に入れて取り組みを進めていくべきではないかというところがございます。

続きまして、書面申請において認め印で認めているようなものについては、思い切ってオンライン申請について電子証明書の添付を求めないという方針に変更してはどうか。

さらに、ユーザーインターフェースの改善に向けて利用者の声を聞く機会ですとか、API連携といったものを強力に進めていくべきではないかというところがございます。

私のほうからは、以上でございます。

○大杉座長 ありがとうございます。

最後のワンストップ化の課題については、次の議題で事務局から詳細に説明があると伺っておりますので、ここで自由討議に移りたいと思います。時間は、20～25分ぐらいを予定しております。どなたからでも結構ですので、私のほうにわかるようにサインを出してください。

宮内委員、お願いします。

○宮内委員 宮内でございます。電子証明書について、最後のページにある課題について少しコメントさせていただきたいと思います。

まず、電子証明書は電子署名法ができたころからいろいろと使われてきているんですけども、現在この商業登記の電子証明書の発行の仕方というのは、先ほどのAPIの話じゃないですが、割とオールドタイプの仕組みでやっているというのが実情だと考えておりました、もう少しこの発行についても合理的な方法を考えていく必要があるのかなというのが、まず1点考えるところがございます。

それから、これの利用度の高さという意味で考えると、もちろん公的申請に使うだけじゃなくて、民間においても、民衆のいろいろな書類にもこれを使う

ということが当然考えられなければいけないことだと思いますけれども、実はこの商業登記の電子証明書の発行元のCAの自己署名証明書というものがあるんですけれども、要は個々の証明書には発行者の電子署名がついているんですね。その発行者の電子署名を確認するための証明書というものがあるんです。

ちょっと長くなって済みませんけれども、一般的にはそういう発行者について信用できるものがマイクロソフトとかアドビにあらかじめ入っているものがたくさんあるんですけれども、残念ながらその商業登記のものは入っていないんです。それで、GPKIと相互認証を全部確認すればそれでもいけるんですけれども、一般的なソフトではできないので、実はこの証明書で署名されたものを受け取るとちゃんとした検証ができない。そういうのが実情だというふうに、私は思っております。

私はこれをやろうと思って、発行者の電子証明書をどこからダウンロードしていいかというのは結局わからなくて、人からもらったりしているんですね。これは、自分が証明書の発行を受けると、親といいますか、発行者の電子証明書ももらえるんですけれども、一般的にもらうのは簡単ではないように今は見えます。

そういうところも含めて、今なかなか使うのが難しいんです。しかも、これは鍵が変わっているので1年ごとにこの発行者の証明書は変わっていますね。そうすると、それをどうやって入手するかということも具体的にどうするのか、よくわからない点もあったりして、私がわからないだけかもしれませんが、私はそれなりに知識があってもなかなか難しかったので、現在これは電子証明書の利用を促進するという意味ではなかなか難しい点が結構ありまして、この点を改善しないと商業登記の証明書が広く使われるようになるのは難しいのではないかと考えております。私からは、以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。

順に、山田さん、大久保さんでお願いします。

○山田経団連産業政策本部主幹(根本委員代理) デジタルファースト原則を徹底する観点から、オンライン申請の利便性向上は重要な課題であると思います。

先ほどの事務局の御説明に加えて、ただいま宮内委員からも商業登記のお話でしたが、電子証明書の取得手続きが煩雑であることや、書面申請に比べて厳格な真正性がオンライン手続きに求められています。こうしたことにより、オンライン申請のコストが高くなっていると理解しております。

また、資料には引き続き検討中とされておりますが、前回の会合で議論された公証人による定款の面前確認や会社代表者の印鑑提出の見直しとあわせて、

オンライン申請の利便性向上に取り組むことで、オンライン手続が電子的に完結する環境を整備することが非常に重要だと思っています。以上です。

○大久保委員 前回のアンケート、それから自分自身の経験ですが、この間のアンケートを集計してみたんですが、キーワードとして「煩雑」と「わかりにくい」が非常に多いんです。わかりにくいという意味は、窓口がばらばらだということと、内容がわかりにくい、の2つの意味があります。

あとは、起業家にとっては時間を読めない。これはどういうことかということ、1回だけしか使わないものなので、毎回繰り返してやるものであれば習熟していくという価値、投資コストというものがあると思うんですが、1回のためであればもう法務局に行っちゃうわけです。それは良くないので、電子化のほうにいくべきだと思うんですが、結局わからないで行っちゃうということです。アンケート、議事録の前回のほうで配付されると思いますが、そういう声がたくさん出ております。

ですから、ちゃんと伝わるかという点をぜひ考えていただきたいと思っています。私からは以上です。

○大杉座長 引き続き、関委員お願いできますか。

○関委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。ここに書いてある内容の方向でぜひ進めていただきたいと思いますけれども、できるだけ事業者から見て、利用を開始するに当たってのハードルが低くなるような工夫をいろいろなところでやっていただきたいと思います。

システムのなものもあると思いますし、制度的な面もあると思います。また、ユーザーインターフェースの話もあると思いますので、先ほどの議題と共通ですけれども、企業側の意見、要望を取り入れるような仕組みをぜひ考慮していただいて、できるだけデジタルファーストというのを企業側から見ても取り組みやすいような環境づくりをぜひ目指していただきたいと思います。

また、最後にあります全てオンラインで完結するということは、継続検討ということでぜひ前向きにお願いします。以上です。

○大杉座長 以上、こちら側、委員のほうからいろいろ意見が出ました。ほかにどなたでも結構ですけれども、御意見いかがでしょうか。

では、辻さんお願いいたします。

○辻法務省民事局付 法務省の辻でございます。

法務省としても、商業登記電子証明書の普及というのは課題であり、ぜひ利用してもらいたいというふうに考えておりました。法務省における広報活動だけでなく経済団体様にも広報のお願いなどを行っているところです。

先ほど、電子証明書自体の技術的な課題、あるいはその申請の手続についての課題などの御指摘も受けましたけれども、そういった点も踏まえてさらなる電子証明書の普及に努めていきたいと考えております。

なかなか商業登記電子証明書の普及が進まないというような御発言もありましたが、若干ではあります。毎年10%ぐらいずつ発行件数が増加されておりました。10年で2倍になっていくようなペースではふえているところですが、さらに商業登記電子証明書が普及するように努めていきたいと考えています。

○大杉座長 ありがとうございます。ほかに、どなたでも結構です。

では、お願いいたします。

○石崎内閣府規制改革推進室参事官 内閣府の規制改革推進室です。

6 ページの2つ目の「・」、書面申請において印鑑証明書の添付を求めているもののところですが、真正性の要求水準が低いと思われるものについて電子証明書の添付を求めないほうに変更してはどうかということは、我々としても同じように考えておりました。規制改革推進会議の中でも行政手続部会というのを設けておりますので、そこでもこちらの会議とまた連携しながら議論していきたいと思っております。

細かいことを言いますと、認め印での押印じゃなくて、会社代表者印の実印での押印なんだけれども印鑑証明書の添付を求めているというのが結構ありまして、多分、調べていくとそちらのほうが多いんじゃないかと思っております。その辺も含めて規制改革推進会議の中でも議論していきたいと考えております。

○朽原委員 意見ではなく、質問でもよろしいでしょうか。

○大杉座長 もちろんです。朽原さん、お願いします。

○朽原委員 意見ではなく質問なのですが、先ほど申し上げました、e-Govの利用率が5割にも満たないという話で、民間企業の方から使い勝手が悪いとのご意見があることをご紹介しました。政府がせっかく用意してくれたシステムなのに、ICカードリーダーやCD-ROMに焼き直すものが必要であるというところでコストや手間がかかり、民間企業としてはクエスチョンが付いています。

そこで、お尋ねしたいのは、今は携帯電話でネットバンキングとか、株式売買とか、ネットショッピングができるなど、ある程度セキュリティーがかかっている仕組みが世の中で一般的になっています。海外との取引もそれこそ携帯の中でできる時代に、ICカードリーダーとか、そういったものがそもそも技術的に必要なかどうかというのは我々素人目に見てもちょっと疑問であります。

もっと違う方法でセキュリティーをかけながら簡単に取引、申請ができるような仕組みがあるのではないかというふうに、素人目には見えるのですが、その辺はプロの目から見ていかがでしょうか。

○大杉座長 恐らく、本日お越しのシステム開発技術者のお二人が念頭に置かれていると思いますので。

○システム開発技術者C では、私のほうから、あると思います。あとは、証明書があれば安心だというのはわかるんですけども、どこまでリスクを許容するかだと思うんです。リスク対効果を見て、いろいろな方法はあるかと思えますので、そこは今どれとか、特定のことは申し上げませんが、ぜひ御検討いただきたいなと思います。

もっと利便性が高くて、ある程度のセキュリティーを確保できるものは幾つもあると認識しております。

○大杉座長 では、システム開発技術者Bさんからよろしいですか。

○システム開発技術者B 議論している中では、個人が申請するものと会社が申請するものとあって、個人が申請するものについては極限まで利便性を求めたほうがよいと私は思います。

今どき、クレジットカードをつくるのでも、免許証の写真を撮ってそのまま送ればもう本人確認できたといって送ってくるような時代になっていますので、カードリーダーがなくても代替する方法で幾らでもカバーできるんじゃないかというところは一つあります。

もう一つは、企業が間違いなく申請したというものにおいては、ICカードリーダーを使わずとも証明書を添付する方法というところをAPIの機能の方では私ども実現していますし、それから企業内でICカードリーダーを導入する云々は、もう5,000円、3,000円の世界ですので、よしんばカードで証明しなければいけないシチュエーションであっても、さほど問題ではないのかなというふうに思います。

むしろ制度的に、私も思っておりますが、もう少し俯瞰した形でシンプルか

つ使いやすい形になるほうが、証明書のICカードリーダーの問題は余り企業が申請する上では問題じゃないかなという感じがします。

○大杉座長 宮内委員、お願いします。

○宮内委員 まず、リスクに合わせてやらなければならないというのはシステム開発技術者Cさんのおっしゃるとおりだと私も思います。

そういう意味で、この印鑑証明書の添付を求めているものがないものが、果たして本当にそもそも判こが要るのか。こういうことから考えなければいけなくて、こういうことについて政府内でいろいろこれまでも調査をされたと漏れ聞いているんですけども、おおむね安全なほうに倒して制度をやっている例が多いんじゃないかというふうにも漏れ聞かれています。

それで、実際に本人でない人が来たときにどんなリスクがあるのか。そもそもそのリスクというのは現実的なものなのかというのをしっかり考えて、その上でここまで要るんだということをそれぞれのものについてもう一回見直す必要がやはりあるのかなと私は思っています。

これはできるかどうかちょっとわからなくて、単なるジャストアイデアなんですけれども、それを担当部門がやると大体高いところに設定することが多いというふうにも漏れ聞かれていますね。ですから、こういうことがこういうふうに心配なんですというのを第三者がチェックするとか、そういうことで少し不要なところを減らすような方法を考えてもいいんじゃないかと思ったり、そういった中でこのぐらいのリスクだったらこういうふうに、例えば認証だけあればよくて照会なんか要らないんだとか、そういうような切り分けをやっていく必要があるんじゃないかと考えております。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。

村上委員、お願いします。

○村上委員 知っている方がいたら教えてほしいのですが、印鑑登録証明書が正しいかどうかはどうやって証明しているのでしょうか。

印鑑登録証明書は自治体が発行していると思いますが、偽造されていてもわからないんじゃないかと思うのです。印鑑については本当に真正性を担保できているのかが極めて疑問で、単に慣習で使っている場合もあると思います。それに比べて、電子化したほうがリスクを減らせるのではないかと思います。印鑑登録証明書があるものは電子証明書に置き換えるといった流れになっていますが、ひょっとしたら、印鑑登録証明書さえも疑ってかかったほうがいいので

はないかと思いました。

○大杉座長 この点、どなたかお答えいただける方、あるいは先ほどのもとの質問で技術者の方以外でお答えいただける方がいたら、少し戻ってでも結構ですけれどもいかがでしょうか。ちょっと私も何を議論していたのか忘れつつあるんですけれども、先ほど朽原さんから出た質問なども入れてという趣旨です。

直観的には、最近まで日本の政府で電子申請とか電子証明をやってきたのは、電子化すること自体に意義があって、石橋をたたいて渡るようにやってきたという印象があるんですけれども、そろそろ思い切ってジャンプすべき場面も出てきているのではないかと思います。

もちろん、申請の内容それぞれにおいて求められるセキュリティーといえますか、なりすましのリスクの大きさというものが同じではないと思いますので、個別の確認が必要なことは言うをまたないわけですけれども、そうだとすると余り安全を強調し過ぎて今、求められている社会全体の仕組みづくりに逆行することになってはいけないのかなというふうな印象を持ちました。

ほかに、ここままで事務局から何かございますか。それとも、希望があればどなたでもどうぞ。

では、総務省からよろしくお願いします。

○渡邊総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室長 総務省の住民制度課です。

先ほどの印鑑の関係で、法人の印鑑と違う個人の印鑑のほうですが、印鑑登録という制度は実は国のほうでつくっているわけではなくて、各市町村が独自のそれぞれのサービスとして実施しているんですが、当然、印鑑を押した印鑑登録証明、印鑑登録の申請を持ってきて、それを市役所のほうでその印影を保管して、求めに応じてこの印影があなたの印鑑ですよというのを証明書として出してくれるということでもありますので、これは印影そのものが証明ということになります。

ですから、全く同じ印影をつくられてしまうと、確かにそういう嫌いはあるかもしれませんが、少なくとも今、日本の中では印鑑というのは通常、実印ですので、偽造されにくいような形でつくりますので、それを持ってやっもらう形になるということです。

○大杉座長 どうもありがとうございます。

では、辻さんお願いします。

○辻法務省民事局付 商業登記の印鑑証明書も個人の印鑑証明書と同じような

手続で発行しております。若干補足させていただきますと、よくコピーを取るとコピーと複写とか出るような、我々は地紋紙と呼んでいます、そのような用紙で印鑑証明書を発行し、用紙自体から偽造されにくいようにしているというようなこともございます。

○村上委員 印鑑そのものが印影から偽造しやすくなってきているのではないのでしょうか。技術が進んで3Dプリンターなどが出てきて、そういった新しい技術に対して印鑑がいつまで通用するのか。

先ほどコピーした場合はわかるようになってきているというお話がありましたが、印鑑登録証明書が正しいかどうかという確認は実はしてなくて、信じているだけだと思います。そういう意味ではやはり電子証明書に比べて真正性の確認レベルが弱いのではないかと思います。印鑑登録証明書付きの実印だからというのではなくて、印鑑登録証明書や実印さえも疑ってかかったほうが、デジタルファーストの考え方を推進する上で有効ではないかと思います。以上です。

○大杉座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

私もちょっと思ったのですが、2～3カ月前に話題になりましたある住宅系の大企業が、土地売買で詐欺に遭って60億円の損害をこうむったという事例がございました。実印印鑑登録というのは犯罪者の犯罪コストというのを引き上げてセキュリティを担保するのに役立っていますし、それを使いたいという人のニーズは現在でも残っていると思うんですけども、余りその効果を過大視したりとか、神聖視してはいけない社会になってきていると思います。古いままでいきたいという人もいらっしゃるんで、古い手続を今すぐなくすわけじゃないんですけども、新しいほうにいくという流れは国としてつくっていかないといけないのかなというふうな、ざっくりとした印象を持っているところでございます。

ディティールで間違えているかもしれないので、ありましたらぜひ正していただければと、こちらからお願いいたします。

では、宮内委員お願いいたします。

○宮内委員 印鑑の安全性はそれなりに安全なものかもしれないですし、偽造がゼロコストでできるわけではないんですけども、それなりのコストで偽造の印鑑をつくることのできるのではないのかというのが今のレベルだと思います。

それに比べますと、この電子証明書に基づく電子署名は、世界最高速のコンピュータを1年間、専用で回しても偽造ができない。そういう状態が向こう10年ぐらい続くだろうというぐらいの技術を使っているのが実情でございます。

経産省、総務省さんがやっているクリプトレック（CRYPTREC）などで、安全評価をしたものが現在使われていますので、安全性という意味ではかなりの大きな違いがあるというふうに私は考えております。

○大杉座長 補足いただき、ありがとうございました。

ほかに、ここまで先ほどの事務局資料4に関連して御意見、御質問ございませんでしょうか。どなたからでも結構です。

何となく大体出尽くしたような雰囲気ですが、ございますか。よろしいでしょうか。

では、大体時間ですので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

再生事務局及び関係府省におかれましては、本日の議論を踏まえてどうか前向きに御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○川村日本経済再生総合事務局参事官 大杉座長ありがとうございました。

後日、議事要旨を公開させていただきたいと思っております。これに先立ちまして、各発言部分については御確認をさせていただきたいと思っておりますので、有識者、ゲストのお二人も含めて御協力をいただければと思っております。

恐縮ですが、議事要旨を公表するまでの間は、みずからの御発言以外の部分については対外的に公表をお控えいただけると幸いです。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。